


3 つのメリット 今も将来も老後も。国民年金はリスクへの備えです。


障害基礎年金

●今の"まさか"に
病気や事故で障がいが残ったときに支えます。




遺族基礎年金

●将来の"まさか"に
加入者が亡くなったとき、子のある配偶者や子を支えます。



老齢基礎年金

●老後の"安心"に
65歳以降、老後の生活を支えます。



2 国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます！

- この制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産された際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。早めの届出をお勧めします。
- ※出産とは、妊娠85日(4か月)以上をいい、死産、流産、早産を含みます。
- 現在、保険料免除制度を利用されている方も手続きしてください。



*免除制度の内容

- 「保険料免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 付加保険料が納付できます。
- 保険料を前納している場合は、全額還付されます。

*保険料納付が免除される期間(色付きの部分)

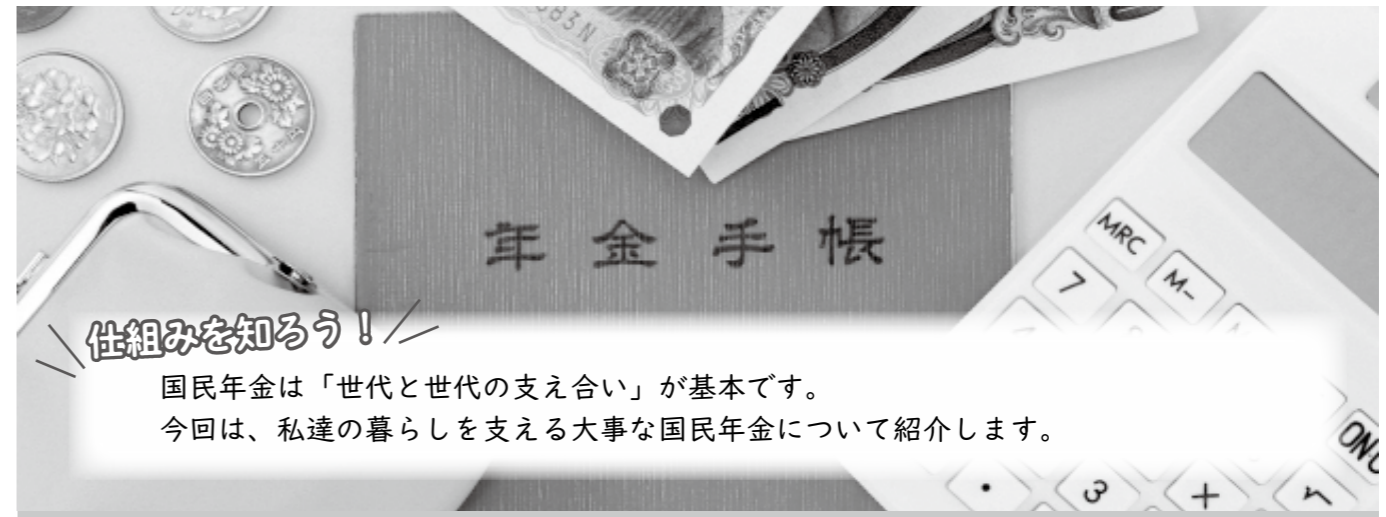
	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎				出産日		
多胎				出産予定日		

*届出しないと免除になりません

- 出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには母子手帳等の書類が必要です。
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 市役所年金窓口及び郵送でお手続きください。



問 市民課 年金係 ☎ 72-3751(代)



仕組みを知るう！

国民年金は「世代と世代の支え合い」が基本です。今回は、私達の暮らしを支える大事な国民年金について紹介します。

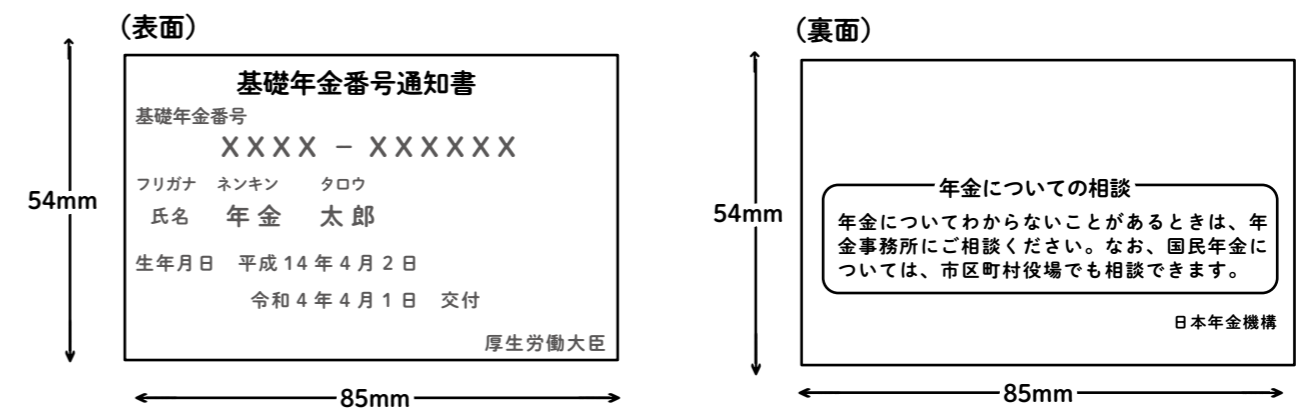
国民年金とは

20歳以上60歳未満の国民全員が加入している制度。自営業者、会社員、公務員、専業主婦、学生など職業の有無に関係なく、すべての人に加入する義務があり、**基礎年金とも呼ばれています。**

1 令和4年4月から 年金手帳は基礎年金番号通知書に変わります

令和4年4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」が発行されます。

○基礎年金番号通知書の様式



○年金手帳をお持ちの方へ

既に年金手帳をお持ちの方には、「基礎年金番号通知書」は発行されません。令和4年4月1日以降も、年金手帳は基礎年金番号が確認できる書類としてご利用できますので、引き続き年金手帳を大切に保管してください。

▶年金手帳を紛失した場合

年金手帳の紛失等により令和4年4月1日以降に再発行を希望される場合は、年金手帳に代わり、「基礎年金番号通知書」の再交付を申請することができます。
※令和4年3月中に受付した年金手帳再交付申請書のうち、処理状況によって交付年月日が令和4年4月1日以降となる場合は、「基礎年金番号通知書」が発行されます。

○年金に関する照会や申請は、マイナンバーもご利用いただけます。